

臨時福祉給付金支給事務について

1 臨時福祉給付金の主旨

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な措置として実施する。

2 支給対象者

平成26年1月1日（以下「基準日」という。）において、次の条件を満たした者とする。

- (1) 市区町村の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者等（ただし、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）

3 支給対象者とならない者

上記2にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

- (1) 生活保護制度の被保護者
- (2) 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- (3) 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- (4) ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

4 支給額

- (1) 支給額は、支給対象者1人につき1万円とする。
- (2) 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、5千円を加算する。

ア 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等

イ 児童扶養手当の受給者

ウ 特別児童扶養手当の受給者

エ 特別障害者手当の受給者

オ 障害児福祉手当の受給者

カ 経過的福祉手当の受給者

キ 原爆被爆者諸手当の受給者（ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当の受給者に限る。）

ク 毒ガス障害者対策手当の受給者（ただし、特別手当、健康管理手当、保険手当及び家族介護手当の受給者に限る。）

ケ ガス障害者対策手当の受給者（ただし、特別手当、健康管理手当、保険手当及

- び家族介護手当の受給者に限る。)
- コ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金の受給者に限る。)
- サ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金の受給者に限る。)
- シ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)

5 申請及び支給方法

臨時福祉給付金の支給を受けようとする者は、基準日において、住民基本台帳に記録されている市区町村に対して以下の方法により申請を行うことを基本とする。

- (1) 郵送による申請（支給対象者が、振込先口座も併せて記入の上、申請書を市区町村に送付。市区町村で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込む。)
 - (2) 窓口での申請（支給対象者が、振込先口座も併せて記入の上、申請書を市区町村に出向いて提出。市区町村で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込む。)
- ※ 申請書を郵送又は市区町村の窓口に出向いて提出し、窓口において現金の交付による支給を受けることも可能であるが、原則は、口座への振込による支給とする。

6 申請受付及び申請期限

- (1) 申請受付は、平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、支給を開始する体制が整い次第、速やかに開始する。
- (2) 申請期限日は、申請受付開始日から3ヶ月とすることを基本とする。

7 その他

- (1) DV被害者については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす場合には、配偶者の扶養親族等にはなっていないものとみなし、さらに、現に居住する市区町村に住民票を移していない場合であっても、当該市区町村において支給する。
- (2) 住民基本台帳に記録がない者については、基準日の翌日以降であっても、除票となっている住民登録を復活すれば、給付の対象となる。
- (3) 児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、入所等している施設等が所在する市区町村が支給する。

臨時福祉給付金審査の流れ

